

## 枚方市花と緑のまちづくり事業選定基準

令和元年 7 月  
みち・みどり室

### 1. 事業選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方

本選定基準については、枚方市花と緑のまちづくり事業の選定に際して、事業の目的や企画内容等についてプレゼンテーション方式（施設緑化は書類審査のみ）により補助対象者となる申請者を選定するための基準として用いるものである。

選定された補助対象者には、市民主体の都市緑化の推進につながる事業であり、施設設置後も適切な維持管理が継続的に可能であることが求められ、良好な景観の創出、花や緑によるまちづくりの広がりや波及効果、事業の持続可能性が求められる。

したがって、補助対象者となる申請者の選定に当たっては、補助金交付申請書等で要求事項及び審査事項を満たしていることの確認が必須であり、申請書の提案内容等で実現性・公益性・継続性等の審査事項で総合的に評価する。

審査事項	要求事項を達成するための基準となる事項
------	---------------------

### 2. 選定審査会の審査体制

補助対象者となる申請者の選定を適正に行うため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として設置した、学識経験者等の外部委員で構成された枚方市花と緑のまちづくり事業選定審査会（以下、選定審査会という。）にて審査を行う。但し、施設緑化事業については全ての審査を事務局において行う。

### 3. 審査・採点の方法

審査の方法は、枚方市花と緑のまちづくり事業選定基準に基づいて申請の審査を行い、各要求事項に対する審査事項を選定審査会 5 人の委員により得点化し、合計得点により決定する。但し、施設緑化事業については、事務局において審査事項に対する適否を審査する。

### 4. 選定結果の公表

選定審査会による選定結果の公表については、各申請者に通知するほか、選定された団体名等、選定の概況等を市のホームページに公表する。

### 5. 内容審査

選定審査会では、補助対象となる申請に対し、内容審査を実施する。ただし、経費の妥当性のうち見積もり金額の確認、及び法令等の各種手続きの確認は、審査会までに事務局にて事前審査を行うものとする。

内容審査では、審査事項を満たすための内容を確認するとともに、申請者による申請内容が審査事項以上の優れた申請内容に対して、

- 1) その申請内容に実現性があるものか
- 2) 補助金の経費が妥当なものか

3) 事業の継続性が見込まれ、地域の活性化につながるものであるか 等  
 について多角的な面から審議し、各委員は各要求事項の審査事項に対し、下表に示す5段階で評価を実施する。

内容審査の得点化は、各委員の得点に各事項に設けた配点ウェイトを乗じることで評価点とし、各委員の得点（100点満点）を総合計した点を内容審査の評価点とする。

採点基準	考え方	
5点	加 点	審査事項を満たす提案が非常に優れている場合
4点	加 点	審査事項を満たす提案が優れている場合
3点	基礎点	審査事項を満たす提案がある場合
2点	減 点	審査事項について、内容に不明確な点がある場合
1点	減 点	審査事項に係る判断が出来ない、または、審査事項が求める内容が期待できない場合

## 6. 総合評価

選定審査会による花と緑の拠点づくり事業の審査については、申請者の総合評価点は選定審査会委員5人の審査事項の合計得点とする。合格点は6割以上の得点率とし、年度予算の範囲内で得点上位者より選定するものとする。なお、総合評価点が同点となる申請者が複数で補助対象者が選定できない場合は、重要事項での評価点での選定を行うものとする。それでも同点になる場合は会長に一任するものとする。

事務局による施設緑化事業の審査については、全ての審査事項に対して適していることが確認できた場合に選定するものとする。

なお、補助対象者として選定されなかった場合でも、次年度以降の申請に優位性は存しないものとする。

## 事業の選定に関する審査基準

### 花と緑の拠点づくり事業

要求事項	審査事項	得点	配点 ウェイト
事業の独創性	1. テーマがあり、それらが表現できているか	5点	×0.6
	2. 新しいアイデアやオリジナリティがあるか	5点	×0.6
	3. デザイン性が高く、良好な景観の創出につながるか	5点	×0.6
事業の公益性	4. 開放されているなど、不特定多数の市民が利用できる拠点か	5点	×1.2
	5. 地域の抱える課題の解決につながるか	5点	×1.2
事業の実現性	6. 団体の人材、体力から事業内容に具体性や実現性があるか	5点	×1.2
今後の発展性	7. 花と緑によるまちづくり活動の広がりや波及効果が期待できるか	5点	×0.8
	8. 地域の「まちなかの緑の創出・保全」が期待できるか	5点	×1.2
事業の継続性	9. 活動意欲や積極性が見られるか	5点	×1.2
	10. 管理運営や維持管理など、持続的な活動ができる体制であるか	5点	×1.2
	11. 維持管理が容易な施設か、そのような工夫がされているか	5点	×1.2
地域の活性化	12. 事業内容が地域の「にぎわい創出」に貢献できるか	5点	×1.2
	13. 地域交流の場となり得るか	5点	×1.2
	14. 幅広い年齢層の市民が利活用できる事業か	5点	×1.2
拠点の安全性	15. 拠点全体や施設等の安全性は高いか	5点	×1.2
経費の妥当性	16. 補助金の交付が有益で質の高い事業展開となるか	5点	×1.2
	17. 予算の見積もりが妥当か※2	3点	×1.0
地域住民の合意	18. 公園等に施設を設置する場合は、近隣自治会に説明し、同意を得ているか。(申請者が自治会の場合は除く) ※2	3点	×1.0
各種手続き	19. 土地建物所有者等との合意形成がなされており、事業が確実に遂行できるか※2	3点	×1.0
	20. 都市公園法、建築基準法および道路法等の各種法令、規則等との問題がないか※2	3点	×1.0
	21. 公園等に施設を設置する場合は、占用許可、施工業者、品質等について条件を満足できるか※2	3点	×1.0
得点		100点	

※1 採点結果（5点～1点）に各「審査事項」ごとの配点ウェイトを乗じ、評価点を算出します。

各評価点は合計し100点満点として、5人の委員の各得点を合計し300点以上(500点満点)を合格点とします。

※2 17～21の経費の妥当性及び法令等の各種手続きについては、審査会での審査が困難となるため、事務局にて事前審査を行います。

21については、公園施設の基準があるため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）、「公園緑地管理マニュアル」（枚方市）、「都市公園技術標準解説書」（日本公園緑地協会）等にも適合すること。

※3 要求事項の下線部分は重要事項を示します。

## 施設緑化事業

要求事項	審査事項
事業の公益性	緑被率、緑視率が現状より高まることで豊かな緑とうるおいあるまちづくりに寄与できるか
事業の実現性	事業内容に具体性や実現性があるか
事業の継続性	維持管理など、持続的に行える施設であるか
施設の安全性	施設の安全性が確保されているか

※ それぞれの審査事項に対する適否を評価し、全ての審査事項に対して適していることが確認できれば合格とします。